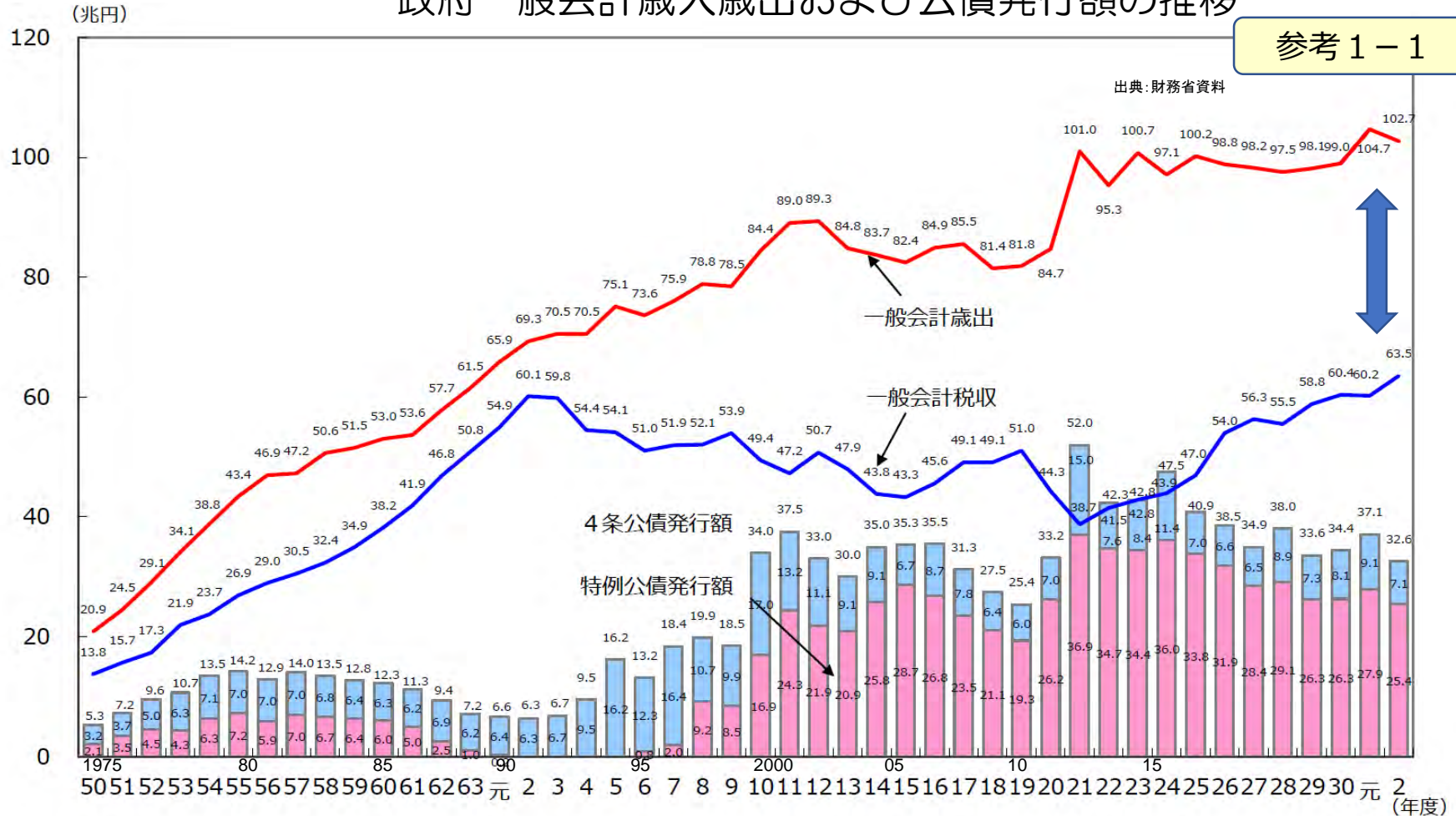


1. 日本の地方財政 (2) 国の財政状況

政府一般会計歳入歳出および公債発行額の推移



(注1) 平成30年度までは決算、令和元年度は補正後予算案、令和2年度は政府案による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

(注3) 令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

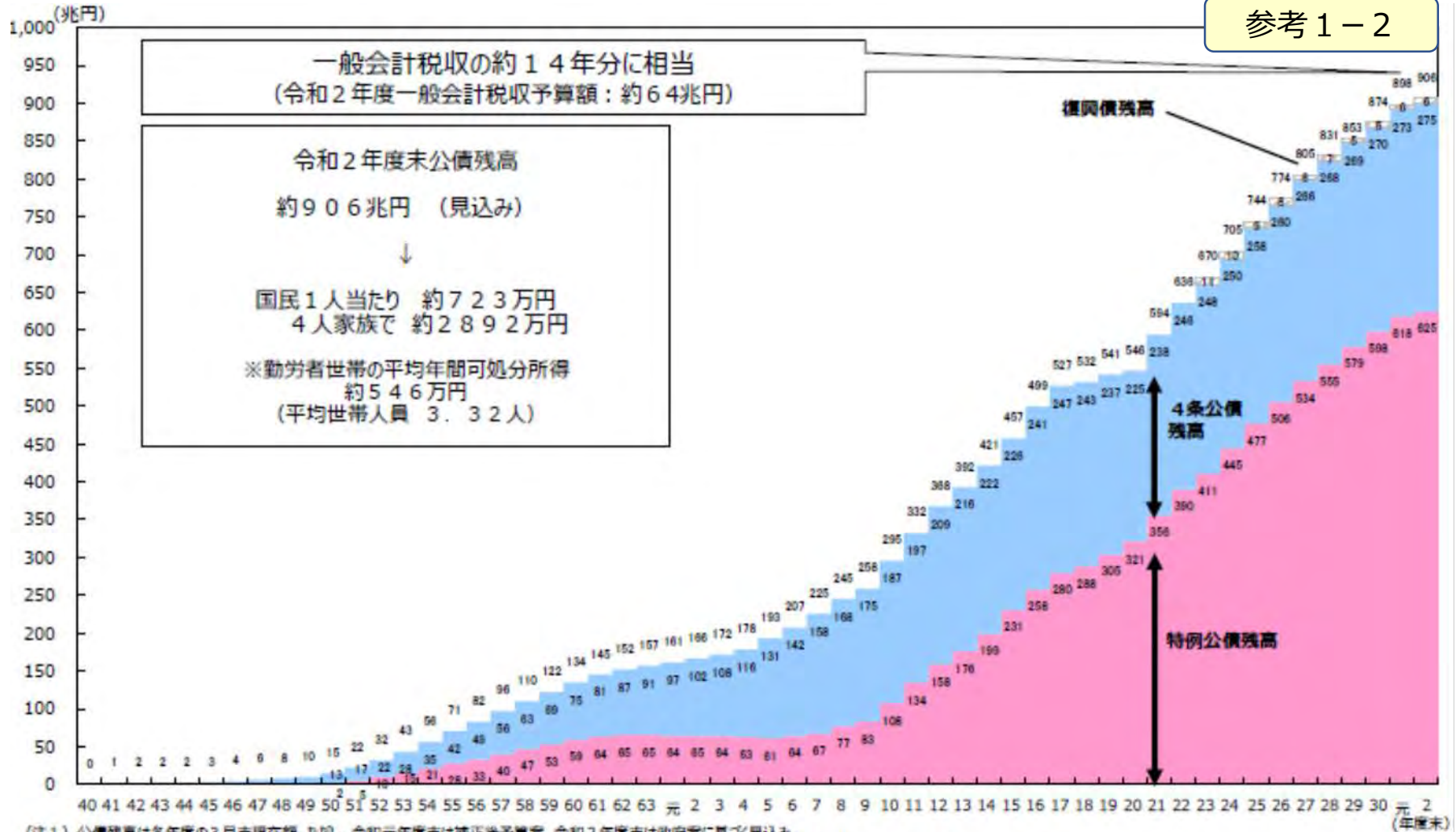
- 1998年度以降、30兆円規模での新規公債発行
- 2006年度以降、一時20兆円台に減少するが、2009年のリーマンショック以降、再び増大
- 2020年度はすでに第1次・第2次補正予算で60兆円規模の公債発行→90.2兆円へ

1. 日本の地方財政 (2) 国の財政状況

公債残高の累増

出典:財務省資料

参考1-2



(注1) 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、令和元年度末は修正後予算案、令和2年度末は政府案に基づく見込み。
 (注2) 特例公債残高は、国債長期債務、国有林野管理債務等の一般会計承認による借換国債、臨時特別公債、減税特別公債及び年会特別公債を含む。
 (注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高に含めている(平成23年度末: 10.7兆円、平成24年度末: 10.3兆円、平成25年度末: 9.0兆円、平成26年度末: 8.3兆円、平成27年度末: 5.9兆円、平成28年度末: 6.7兆円、平成29年度末: 5.5兆円、平成30年度末: 5.4兆円、令和元年度末: 6.2兆円、令和2年度末: 5.6兆円)。
 (注4) 令和2年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は863兆円程度。

- 利息だけで1時間あたり11億円
- 増大する国民負担への対応

1. 日本の地方財政
 (3) 地方財政とその健全化
 ② ミクロツール

財政健全化に向けた早期健全段階自治体の取り組み

参考 2

大鰐町
 ～観光開発公社等による温泉やスキー場などの整備

泉佐野市
 ～関西国際空港開港を見越した宅地開発や下水道整備などの先行投資

⇒ 公債費・維持管理費

青森県大鰐町の取り組み	
歳入	歳出
<ul style="list-style-type: none"> ○ 超過課税（固定資産税の税率引き上げ（1.4%→1.6%）） ○ 使用料・手数料の見直し（家庭ごみ収集の有料化等） ○ 未利用財産の売却（旧保育所用地、旧町営住宅等の売却） ○ 損失補償履行財源の確保（大鰐地域総合開発(株)及び財団法人大鰐町開発公社の損失補償履行財源として三セク債を活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人件費の抑制（退職者不補充等による職員数削減、一般職給与の削減(5～10%)、特別職給与の削減(40%)、議員報酬等の減額(10%)） ○ 公債費の抑制（事業抑制、低金利資金への借換） ○ 繰上償還の実施（三セク債の一部繰上償還） ○ 施設等管理の見直し（へき地保育所の廃止、地域交流センターの指定管理導入、スキー場の指定管理導入、国民宿舎の休止、町立小学校の統廃合等） ○ 補助費等の削減（町単独補助金の削減、団体等補助金の削減、バス路線廃止検討（代行運行による経費削減）） ○ 建設事業の抑制（緊急、危険箇所以外の事業抑制、スキー場管理運営委託による経費削減） ○ 第三セクター等の整理（大鰐地域総合開発(株)及び財団法人大鰐町開発公社の整理）
大阪府泉佐野市の取り組み	
歳入	歳出
<ul style="list-style-type: none"> ○ 遊休財産の処分（市民会館跡地、児童福祉施設跡地等の売却） ○ 出資法人の基本財産の回収（法律改正に基づく文化振興財団等への出えん財産の回収） ○ 使用料等の徴収事務の見直し（公的債権の一体徴収に向けた検討） ○ 使用料・手数料等の見直し（火葬場使用料、放置自転車の撤去手数料等の改定） ○ ふるさと応援寄付金制度の取組拡充 ○ ネーミングライツ（市公共施設の命名権契約） ○ 企業誘致の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人件費の抑制（職員数の削減、一般職給与削減（8～13%）、特別職給与削減(30～40%)、議員報酬削減(20%)、委員報酬削減(20%)） ○ 公共施設の統廃合等の推進（老人福祉施設・青少年会館等の再編） ○ 指定管理者制度、業務委託化の推進（青少年体育館の指定管理導入） ○ 投資的経費の見直し（学校耐震化等の必要事業に限定） ○ 下水道事業会計への繰出金の削減 ○ 事務事業の見直し（各種委託契約の一括化、自転車置場の廃止等） ○ 三セク債の活用（宅地造成事業会計の廃止、市立病院の地独法化） ○ 地方債償還方法の見直し（借換えの実施） ○ 繰上償還等による公債費負担の軽減

歳入
 ○ 徴税強化
 ○ 遊休資産の売却
 ○ 使用料・手数料引上げ
 ○ 超過課税の実施

歳出
 ○ 職員数削減
 ○ 職員給与削減
 ○ 施設運営の見直し
 ○ 各種経費削減への取組み
 ○ 地方債の繰上償還
 ○ 新発債の発行抑制

1. 日本の地方財政

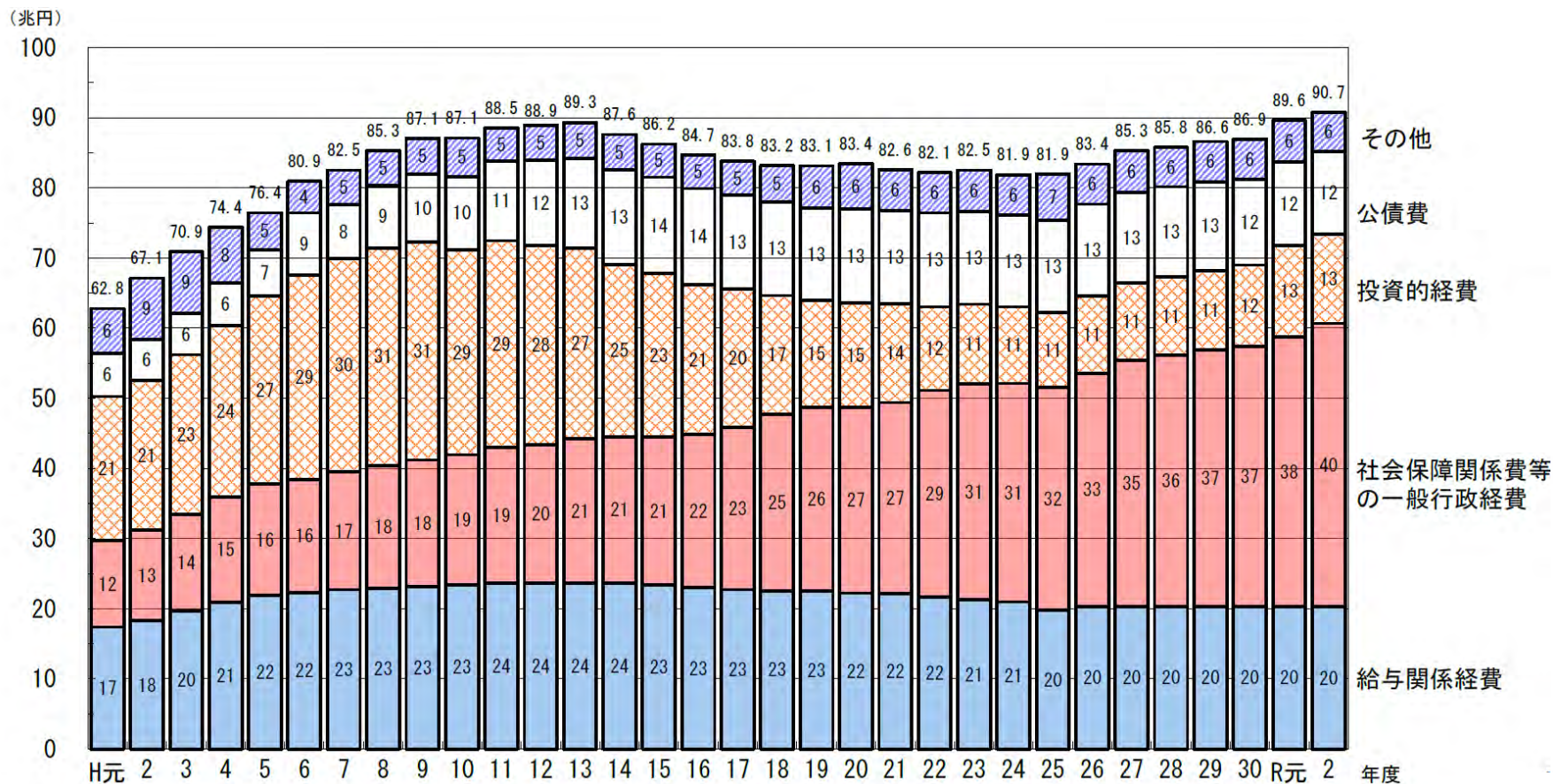
(3) 地方財政とその健全化

地方財政計画における歳出の推移

参考3-1

- 地方公共団体の歳入・歳出の見込の全体
- 社会保障関係費等の増大のいっぽうで、投資的経費や給与関係経費は抑制

※近年の一般行政経費のうち、地方単独分は約15兆円と横ばい、補助事業分は増大



地方交付税

※国税5税の一定割合を地方に配分

- 国と地方の財源配分
- 国から地方への財源保障
- 地方間の財政調整機能

○国税5税だけでは地方の財政需要を満たせない

→歳出削減（集中改革プランなど）による需要圧縮

トプランナー方式による民間活用

赤字地方債

1. 日本の地方財政
 (3) 地方財政とその健全化

地方交付税の財源保障

参考4-2

マイクロベースでの普通交付税基準財政需要額算定の事例（保護費給付＋自立支援） 標準団体

普通交付税における生活保護費基準財政需要額の推移（人口段階＝10万人）

（単位：千円）

年度	生活保護費 (扶助費)	社会福祉事務所費	給与改善費	追加財政需要費	その他	生活困窮者 自立支援費	一般財源計
2000	320,742	180,788	903	4,855	2,853		510,141
2001	331,792	182,028	909	4,780	2,863		522,372
2002	349,101	183,838	0	4,846	2,852		540,637
2003	383,394	183,648	0	4,951	2,851		574,844
2004	438,306	176,521	0	2,154	2,851		619,832
2005	480,233	175,325		2,488	2,842		660,888
2006	499,391	173,825		2,484	2,834		678,534
2007	483,673	171,807			2,827		658,307
2008	486,195	174,435					660,630
2009	511,549	185,540					697,089
2010	554,622	195,476					750,098
2011	646,512	190,072					836,584
2012	699,650	196,858					896,508
2013	714,447	198,857					913,304
2014	742,000	188,256					930,256
2015	744,258	197,406				10,121	951,785
2016	747,278	196,273				7,922	951,473
2017	749,978	195,359				6,920	952,257
2018	746,934	189,742				7,576	944,252
2019	729,766	187,066				6,544	923,376

資料：地方財政研究会(各年度)『地方交付税制度解説（単位費用編）』地方財務協会

トプランナー方式について

参考1

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトプランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトプランナー方式の検討対象とする。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3~5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

これまでの取組状況

・平成28年度導入：16業務

- | | | | | | |
|-------------|----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| ◇学校用務員事務 | ◇本庁舎夜間警備 | ◇公用車運転 | ◇学校給食(運搬) | ◇プール管理 | ◇情報システムの運用 |
| ◇道路維持補修・清掃等 | ◇案内・受付 | ◇一般ごみ収集 | ◇体育館管理 | ◇公園管理 | |
| ◇本庁舎清掃 | ◇電話交換 | ◇学校給食(調理) | ◇競技場管理 | ◇庶務業務の集約化 | |

・平成29年度導入：2業務

- | | |
|------------|---------|
| ◇青少年教育施設管理 | ◇公立大学運営 |
|------------|---------|

導入業務のうち、下線を付した9業務については、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえ、人口3万人以下の市町村では経費水準が下がらないように算定。

令和元年度の取組

- 平成28年度に導入した16業務のうち2業務(学校用務員事務、庶務業務)及び平成29年度に導入した2業務について、段階的な反映における3年目又は4年目の見直しを実施。
- 令和元年度からの導入を目途に検討することとしていた、窓口業務の委託については、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえてトプランナー方式の導入を検討することとしていることから、令和元年度においては導入しない。

・財政需要の算定方式においても効率化基準が導入

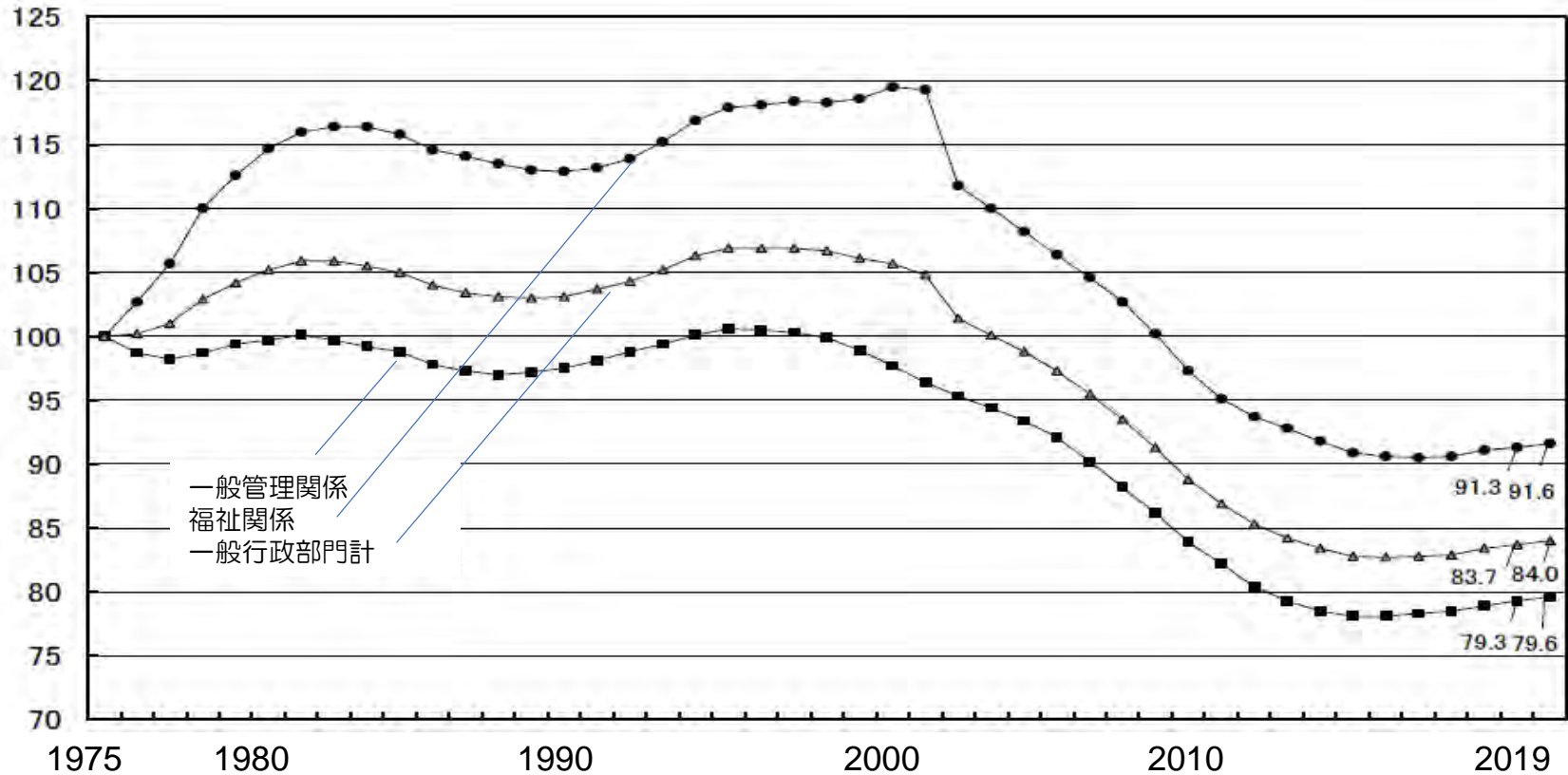
出典：総務省資料

1. 日本の地方財政

(3) 地方財政とその健全化

地方公務員数（一般行政部門）の変化（1975 = 100）

参考 4 - 4



- 地方公務員数は2000年以降、大幅に削減が進む。（「集中改革プラン」による目標設定）
- 限られた職員数で、実務を担当する必要性が生じている。
- マンパワーの確保が必要な対人社会サービスのニーズは増大
- 民営化推進の動きへ（連携・調整にも大きなコスト）

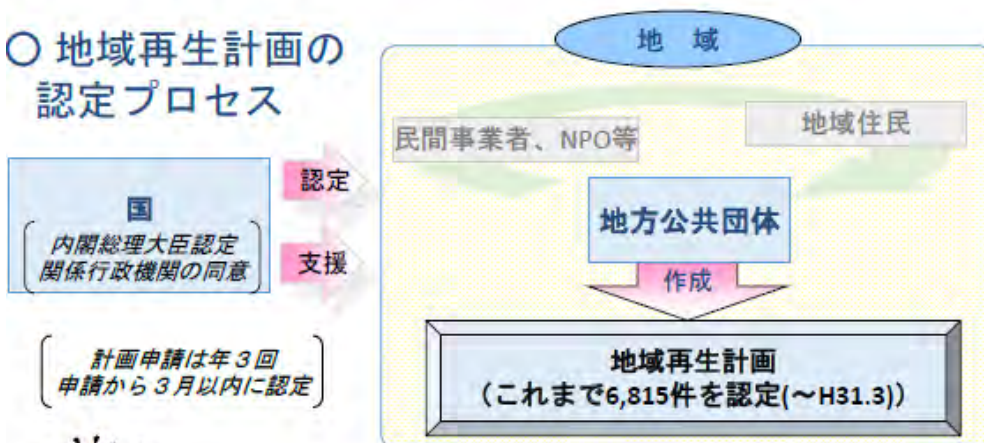
出典：総務省(2019)
「地方公共団体定員管理調査結果」

地域再生制度の概要

○ 地域再生法 (平成17年法律第24号)

- 地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定。認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針 (閣議決定) への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス



主な支援措置メニュー

■ 地域再生法に基づく支援措置 (※印はH30年改正で創設・拡充)

- ① 地方創生推進交付金
- ② 地方創生整備推進交付金 (道・汚水処理施設・港)
- ③ 企業版ふるさと納税
- ④ 地域再生支援利子補給金
- ⑤ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等※ (地方活力向上地域等特定業務施設整備計画)
- ⑥ エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・交付 (地域再生エリアマネジメント負担金制度)※
- ⑦ 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等※
- ⑧ 「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例※ (地域再生土地利用計画)
- ⑨ 「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」形成に係る手続の特例
- ⑩ 農林水産業振興・6次産業化の施設整備に係る農地転用許可の特例 (地域農林水産業振興施設整備計画)
- ⑪ 特定政策課題の解決に資する地方債の特例
- ⑫ 補助金等交付財産の目的外使用に係る承認の特例



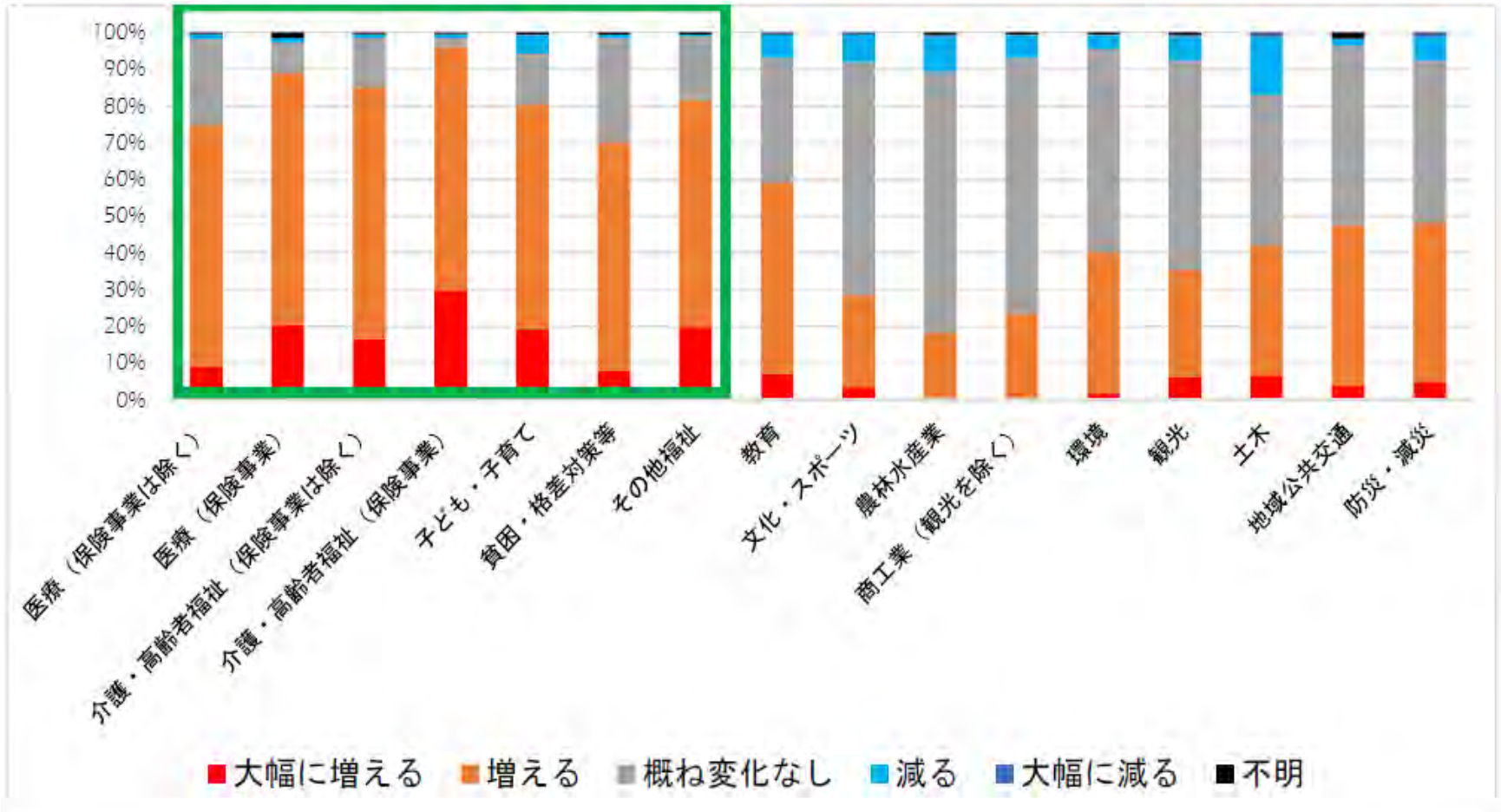
- 平成17年の法制定以降、7度の法改正 (H19,20,24,26,27,28,30) により、支援措置メニューを充実
- 特に、平成26年からの地方創生の流れに呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「地域再生法」の2法が両輪となって地方創生を推進

1. 日本の地方財政
 (3) 地方財政とその健全化
 ② ミクロツール

都市自治体における今後の分野別経費の見通し

参考6-1

○全国都市自治体にアンケートを実施(2017年9-11月)。73.8%が回答
 ○医療・介護・子ども子育て・貧困対策などの対人社会サービス分野で増大の見通し



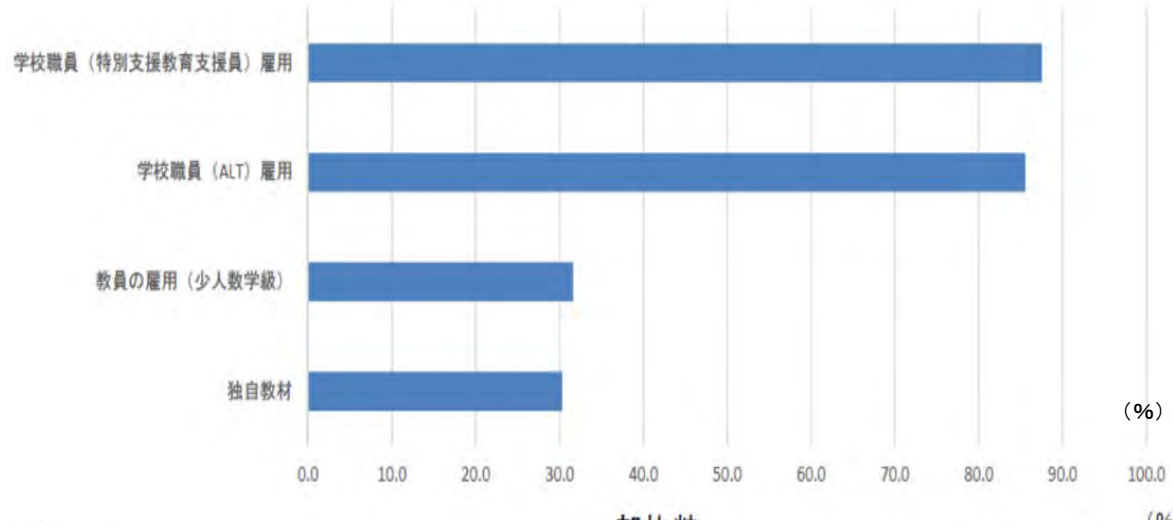
1. 日本の地方財政
 (3) 地方財政とその健全化
 ② ミクロツール

対人社会サービスにおける地方単独事業

参考6-2

出典: 全国市長会「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会」報告書

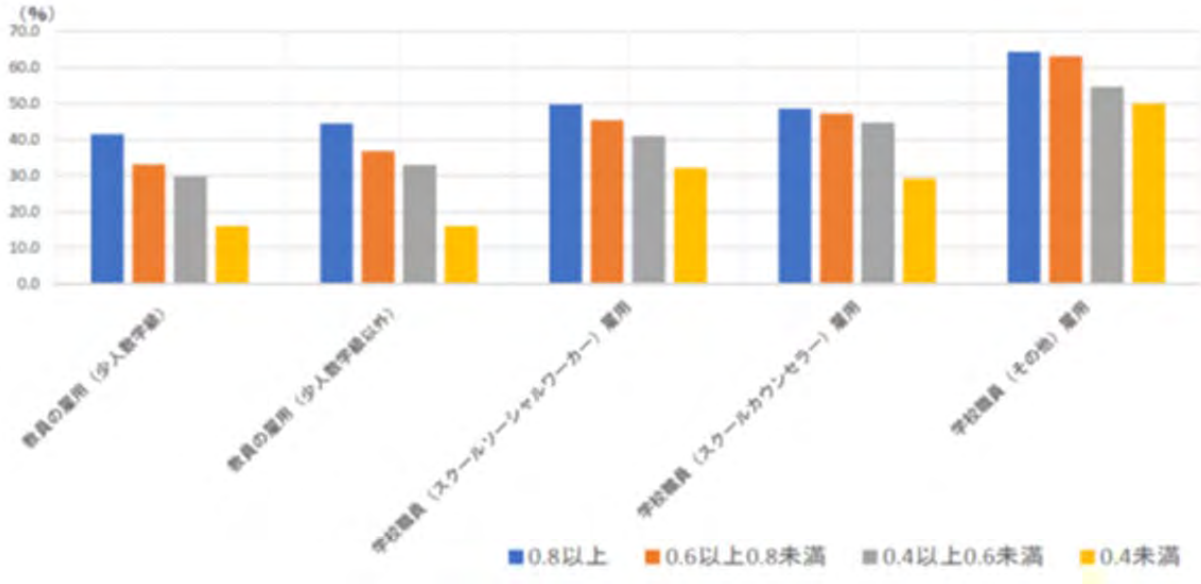
単独事業の実施状況（義務教育の例）



○教育、子育て支援、公共交通などの分野で自治体独自の単独事業を行う動きが拡大

- ・人材不足への対応
- ・地域の仕組みづくり

○財政力指数別にみると、実施状況に差がみられる。
 （財政力・サービスニーズ）



※限られた一般財源の範囲内で実施できる支出

※別枠予算

- ・補助金
- ・交付金

1. 日本の地方財政
(3) 地方財政とその健全化
② ミクロツール

参考6-3

「自治体戦略2040構想研究会第二次報告」(総務省)

○公共私によるくらしの維持

<プラットフォーム・ビルダーへの転換>

- ・人口減少と高齢化により、公共私それぞれのくらしを支える機能が低下。自治体は、新しい公共私相互間の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換する必要。
- ・共・私が必要な人材・財源を確保できるように公による支援や環境整備が必要

<新しい公共私協力関係の構築>

- ・全国一律の規制を見直し、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要。
- ・ソーシャルワーカーなど技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能が求められる。

<くらしを支える担い手の確保>

- ・定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求める人が、人々の暮らしを支えるために働ける新たな仕組みが必要。地域を基盤とした新たな法人が必要。
- ・地方部の地縁組織は、法人化等による組織的基盤の強化が必要。

2. 沖縄県の財政
 (2) 沖縄県財政の課題
 ② ミクロツールの導入

参考7-1

海外における観光振興のための税の事例 (2017)

国名	アメリカ			イタリア	フランス	ドイツ
自治体名	ロサンゼルス	ニューヨーク	ハワイ	ローマ	パリ	ベルリン
納税義務者	50室以上の市内ホテル宿泊者	市内ホテル宿泊者または仲介業者	宿泊施設	市内に宿泊する旅行者(11歳以上) (11泊目以降免除)	市内20区域内のホテルに宿泊する旅行者(18歳以上)	市内に宿泊する旅行者 (出張滞在免除)
課税標準	宿泊料	宿泊料	室料(朝食代金等除く)	★数	★数	室料(朝食代金等除く)
主な税率	1.5%	1室1泊につき 10ドル以上20ドル未満:0.5ドル 20ドル以上30ドル未満:1.0ドル 30ドル以上40ドル未満:1.5ドル 40ドル以上:2.0ドル	9.25%	1人1泊につき ★~★★★:3ユーロ ★★★★:4ユーロ ★★★★★:5ユーロ	1人1泊につき ★:0.83ユーロ ★★:0.99ユーロ ★★★:1.65ユーロ ★★★★:2.48ユーロ ★★★★★:3.3ユーロ パレスホテル:4.4ユーロ	5.0%
使途	観光ビジネス会議、観光プロモーション等	観光開発、観光プロモーション等	州の観光促進	宿泊施設の維持、文化財・景観の維持・再生、観光業への財政的支援	観光プロモーション等	観光施設・名所への支援等 観光振興

出典： 全国知事会資料

2. 沖縄県の財政

(2) 沖縄県財政の課題

②ミクロツールの導入

超過課税の状況

参考7-2

ア 超過課税実施団体数（平成30年4月1日現在）

○ 都道府県

<道府県民税>

個人均等割	37団体	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
所得割	1団体	〔神奈川県〕
法人均等割	35団体	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
法人税割	46団体	〔静岡県を除く46都道府県〕

<法人事業税>

8団体	〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県〕
-----	------------------------------------

○ 市町村

<市町村民税>

個人均等割	1団体	〔神奈川県横浜市〕
所得割	1団体	〔兵庫県豊岡市〕
法人均等割	387団体	
法人税割	996団体	
<固定資産税>	153団体	
<軽自動車税>	15団体	
<鉱産税>	30団体	
<入湯税>	5団体	〔北海道釧路市、北海道上川町、三重県桑名市、大阪府箕面市、岡山県美作市、〕

イ 超過課税の規模（平成29年度決算）

○ 道府県税

道府県民税	個人均等割	(37団体)	243.6億円
	所得割	(1団体)	26.5億円
	法人均等割	(35団体)	103.4億円
	法人税割	(46団体)	1,193.2億円
法人事業税		(8団体)	1,315.9億円
道府県税計			2,882.6億円

○ 市町村税

市町村民税	個人均等割	(1団体)	16.9億円
	所得割	(1団体)	0.5億円
	法人均等割	(388団体)	163.9億円
	法人税割	(998団体)	2,886.0億円
固定資産税		(153団体)	355.0億円
軽自動車税		(15団体)	4.9億円
鉱産税		(31団体)	9百万円
入湯税		(4団体)	34百万円
市町村税計			3,427.6億円

超過課税合計	6,310.2億円
--------	-----------

※ 地方法人二税の占める割合：89.7%
 (注)イの表中における団体数は、平成29年4月1日現在。

2. 沖縄県の財政
 (2) 沖縄県財政の課題
 ②ミクロツールの導入

政策名	子育てしやすいまちの形成	政策No	03	部名	子育て支援部	
関連部名	区民生活部、健康部		部長名	青山	内線	3800
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市				
目的	○すべての区民が安心して子育てができ、子育てに喜びと満足感が得られるような環境を整備する。					

○政策評価における双方向性

※評価指標の設定

- ・アウトプット指標
- ・アウトカム指標

※アウトプット指標とアウトカム指標の
 関係性を明示

指標	幸福実感指標名	指標の推移			指標に関する質問文
		28年度	29年度	30年度	
①	子どもの成長の実感度	4.20	4.18	4.29	お子さんが懐やかに成長していると感じますか？
②	望む子育てができている実感度	3.24	3.27	3.28	自分が望む子育てができるような環境があると感じますか？
③	家族の理解・協力度	4.02	4.06	4.10	あなたのご家族には、子育てに関する理解と協力があると感じますか？
④	子育て・教育環境の満足度	3.43	3.46	3.54	お住まいの地域における子育て・教育に関する事業、サービス、施設など（提供しているのが、庶民が行政が関わらず）が充実していると思いますか？
⑤	地域の子育てへの理解・協力度	3.39	3.44	3.40	お住まいの地域に、子育て家庭に対して理解し、協力しようとする雰囲気があると感じますか？
⑥					
⑦					

指標	政策の成果とする指標名	指標の推移			指標に関する説明			
		28年度	29年度	30年度				
①	地域子育て交流サロン延利用者数(人)	87,899	88,611	89,500	92,342	100,000	全交流サロンの延親子利用者数	
②	保育所待機児数(人)		164	181	80	45	0	「1年度見込み」は31年4月時点数値
③	荒川遊園入園者数(人)	404,002	417,549	313,000	0	450,000	年間入園者総数(30年12月から3年夏まで休園)	
④	育児不安をもつ親の割合(%)	26.20	26.40	23.00	22.50	20.00		乳幼児健診アンケートによる
⑤								
⑥								
⑦								

荒川区の場合

- ・GAH (Gross Arakawa Happiness) という目標を住民参加型で策定。
- ・その達成度を確認するために「幸福度調査」を実施
- ・「幸福度」調査結果を政策評価に反映

行政コスト計算書	勘定科目	29年度	30年度	差額	勘定科目	29年度	30年度	差額
		給与関係費	2,642,152	2,691,706		▲49,554	地方税等	0
物件費	4,494,132	4,482,654	▲11,478	国庫支出金	3,700,111	4,063,592	▲363,481	
維持補修費	93,431	58,832	▲34,599	都支支出金	1,816,375	1,964,568	▲148,193	
扶助費	9,073,138	9,601,969	▲528,831	分担金及び負担金	562,347	636,973	▲74,626	
補助費等	2,314,671	2,424,885	▲110,214	使用料及び手数料	874,378	809,587	▲64,791	
減価償却費	170,669	176,203	▲5,534	その他行政収入	65,539	62,705	▲2,834	
不納欠損・貸倒引当金繰入額	921	1,284	▲363	行政収入合計(a)	7,018,750	7,537,425	▲518,675	
賞与・退職給付引当金繰入額	592,977	176,900	▲416,077	行政収支差額(a)-(b)=(e)	▲12,509,667	▲12,359,169	▲150,498	
その他行政費用	146,326	282,161	▲135,835	金融収支差額(d)	▲6,822	▲7,718	▲896	
行政費用合計(b)	19,528,417	19,896,594	▲368,177	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲12,516,489	▲12,366,887	▲149,602	
特別費用(g)	115,668	8,162	▲107,506	特別収入(f)	291,598	25,908	▲265,690	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	175,930	17,746	▲158,184	当期収支差額(a)+(h)	▲12,340,559	▲12,349,141	▲8,582	

貸借対照表	勘定科目	29年度	30年度	差額	勘定科目	29年度	30年度	差額
		流動資産	20,471	22,505		▲2,034	流動負債	271,148
不納欠損引当金	▲2,327	▲1,939	▲388	選付未済金	0	0	0	
その他の流動資産	0	305	▲305	特別区債	55,796	56,307	▲511	
有形固定資産	12,703,906	13,200,073	▲496,167	賞与引当金	117,396	127,828	▲10,432	
土地	9,822,098	9,846,032	▲23,934	その他の流動負債	97,956	0	▲97,956	
建物	6,899,143	7,355,702	▲456,559	固定負債	2,274,925	2,342,448	▲67,523	
建物減価償却累計額	▲4,048,698	▲4,036,566	▲12,132	特別区債	581,518	825,211	▲243,693	
工作物等	1,670,205	1,676,965	▲6,760	退職給付引当金	1,693,407	1,517,237	▲176,170	
工作物等減価償却累計額	▲1,638,843	▲1,642,061	▲▲3,218	その他の固定負債	0	0	0	
無形固定資産	0	0	0	負債の部合計	2,546,073	2,526,583	▲19,490	
建設仮勘定	403,889	1,119,294	▲715,405	正味財産	10,865,782	12,095,370	▲1,229,588	
その他の固定資産	285,916	281,715	▲4,201	正味財産の部合計	10,865,782	12,095,370	▲1,229,588	
資産の部合計	13,411,855	14,621,953	▲1,210,098	負債及び正味財産の部合計	13,411,855	14,621,953	▲1,210,098	

○保育所の整備や子育て支援事業が行われており、児童手当や、私立保育園等の運営費などにあたる扶助費が約占めている。前年度と比較すると新規4園開設に伴う運営費増額のため増加している。
 ○貸借対照表に計上されている有形固定資産は主に荒川遊園及び公立保育園の土地・建物に関するものである。
 称) 宮前公園内保育園の取得に伴い増加している。

出典：荒川区行政評価報告書

ご清聴ありがとうございました